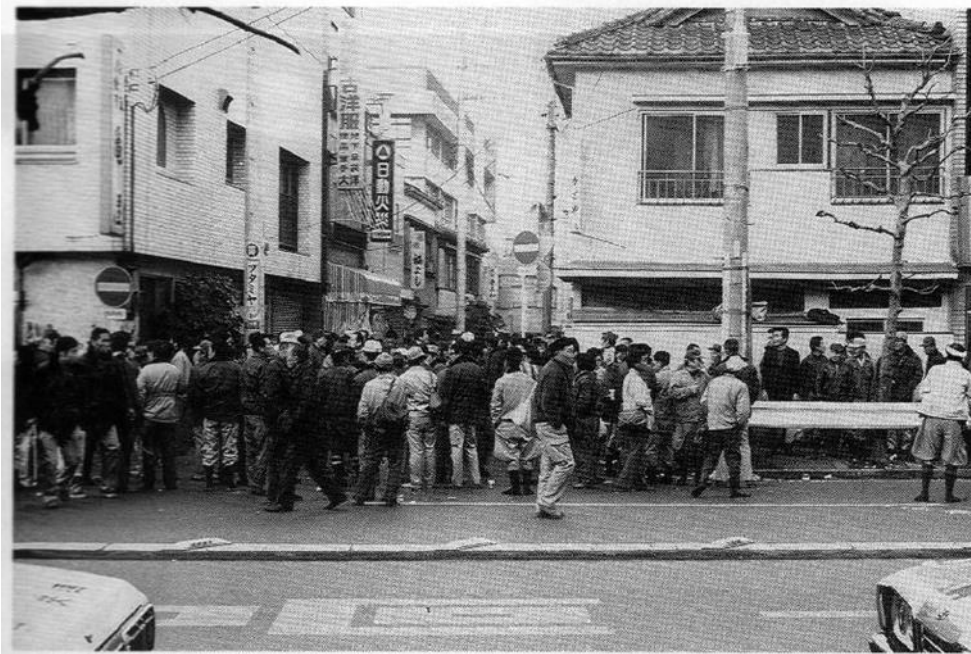


東京都山谷対策総合事業計画

(令和8年度～令和10年度)

東京都山谷対策本部



職を求めて集まる労働者（早朝）昭和52年頃



現在の山谷地域。吉野通り両側には簡易宿所が立ち並ぶ。
泪橋交差点からは東京スカイツリーが見える。

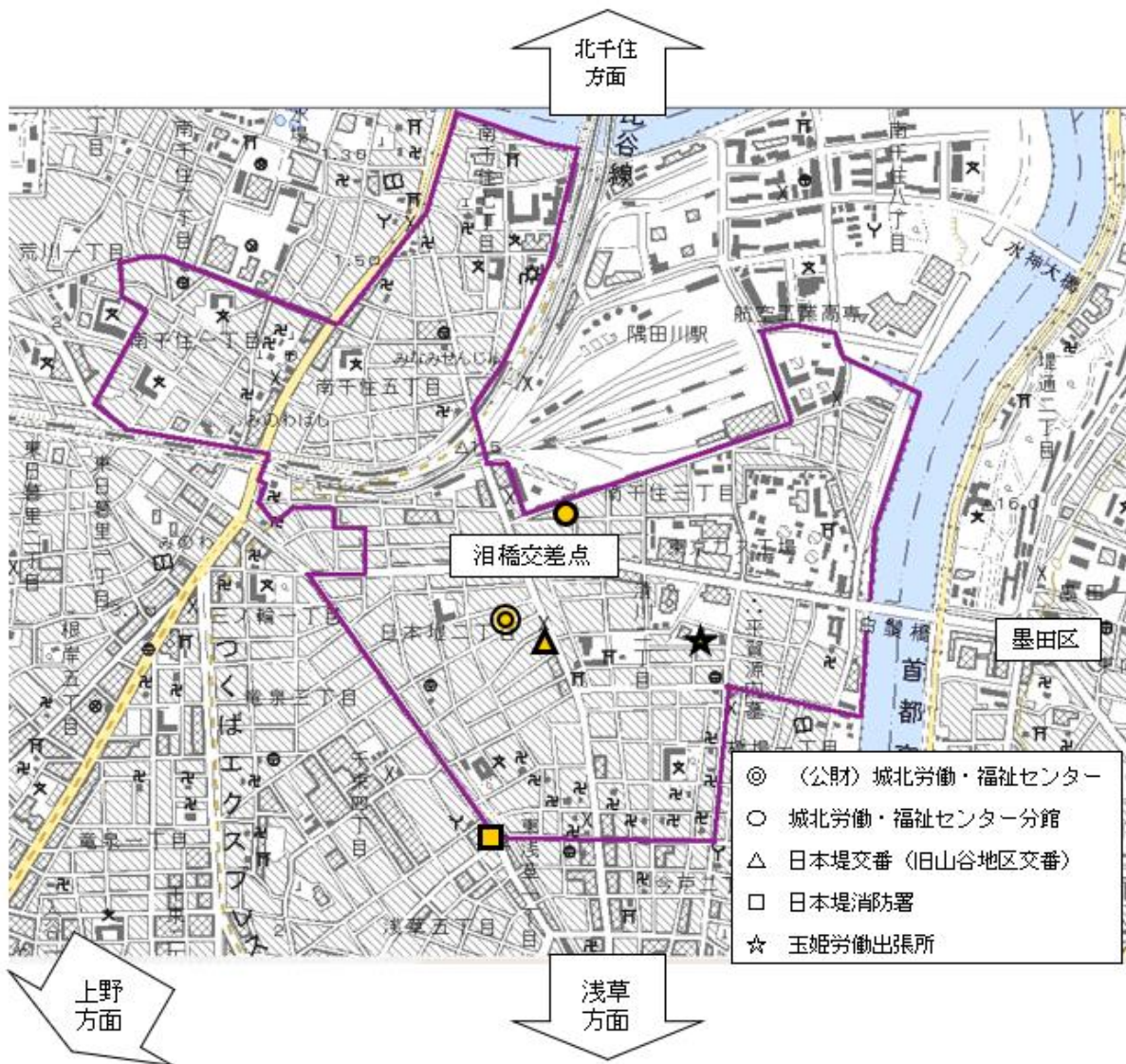
山谷地域

泪橋交差点（明治通り）を中心に、台東・荒川の両区に跨がって広がる、簡易宿所の密集地域。面積は、約1.65k㎡。町名としての「山谷」は住居表示の施行（昭和41年10月）によって消滅したが、一帯は今なお「山谷地域」と呼ばれている。

[現在の住居表示]

台東区 清川1・2丁目、東浅草2丁目、日本堤1・2丁目及び橋場2丁目

荒川区 南千住1・2・3・5・7丁目



I	基本的考え方	頁数
1	山谷地域の現状	
(1)	山谷地域を取り巻く現況	1
(2)	日雇労働市場の状況	
(3)	簡易宿所宿泊者の状況	2
(4)	路上生活者の状況	6
(5)	まちづくりの状況	7
2	施策の推進	
(1)	三つの施策の方向性	7
(2)	国への要望	8
(3)	計画期間	
II	三つの施策の方向性	
1	高齢者等の日常生活の安定化及び健康の維持・増進のための仕組みづくり	9
(1)	生活相談等	
(2)	都営住宅の特別割当	
(3)	健康への取組	
(4)	越年越冬対策	
(5)	高齢化・孤立化対策	
2	日雇労働者の高齢化や個別の状況を踏まえた就労支援	10
(1)	雇用の確保	
(2)	就労による自立と生活の安定	
3	地域環境の更なる改善の取組を推進	10
	施策の体系	11
III	施策の内容	
1	高齢者等の日常生活の安定化及び健康の維持・増進のための仕組みづくり	
(1)	日常生活の安定	12
(2)	季節的な臨時対策	13
(3)	健康の維持・増進	
(4)	高齢者対策	14
2	日雇労働者の高齢化や個別の状況を踏まえた就労支援	
(1)	就労機会の確保	14
(2)	適正な就労の推進	15
(3)	個別支援の推進	
3	地域環境の更なる改善の取組を推進	
(1)	いきいきとしたまちづくり	15
(2)	快適なまちづくり	

I 基本的考え方

1 山谷地域の現状

(1) 山谷地域を取り巻く現況

かつて、山谷地域は、全国有数の日雇労働市場（寄せ場）が存在し、多くの日雇労働者が仕事を求めて集まり、簡易宿所等で生活する地域であった。

こうした歴史的経緯から、今なお山谷地域には多くの簡易宿所等があるが、雇用環境の変化や日雇労働者の高齢化等により、簡易宿所の居住者のうち、日雇労働者はごく僅かであり、生活保護受給者や年金受給者等が多くを占めている。

また、山谷地域の日雇労働市場（寄せ場）は年々縮小しており、日雇労働だけで生計を立てる者は、大幅に減少している。

簡易宿所の老朽化により、その建て替えを契機としてマンションが建設されるケースが目立っている。マンションの建設とともに、新たな住民が流入するなど、山谷地域を取り巻くまちの状況は大きく変化している。

また、日雇労働者や生活保護受給者を受け入れてきた従来型の簡易宿所の軒数が徐々に少なくなっている一方で、浅草や東京スカイツリー、隅田川沿いなど山谷地域の周辺で観光施設の整備が進み、上野や浅草地区も含めインバウンドをはじめとした多くの観光客が訪れている。

山谷地域の簡易宿所数

	平成 30 年度	令和 3 年度	令和 6 年度
簡易宿所	144 軒	128 軒	120 軒
うち従来型	126 軒	115 軒	104 軒
うちビジネス・観光向け	18 軒	13 軒	16 軒

※東京都福祉局調べ

また、山谷地域では、NPO 法人やボランティアによる様々な支援活動が行われている。住民と行政が協力した環境美化活動や防災活動も行われており、住民生活の安心・充実に寄与したまちづくりが進められている。

(2) 日雇労働市場の状況

日雇労働者の減少や高齢化、建設現場の機械化や雇用環境の変化などにより、山谷地域の日雇労働市場（寄せ場）は引き続き縮小している。

玉姫・河原町労働出張所及び城北労働・福祉センターにおける日雇求職者数

	平成 30 年度	令和 3 年度	令和 6 年度
玉姫・河原町労働出張所	1,513 人	1,174 人	1,076 人
城北労働・福祉センター	207 人	185 人	143 人

※山谷地域主要統計（3月末現在の人数）

(3) 簡易宿所宿泊者の状況

令和6年度の「簡易宿所宿泊者生活実態調査」（東京都福祉局）の結果では、簡易宿所宿泊者数は、減少傾向であり、その多くは生活保護受給者で、平均年齢は年々上昇しており、健康不安を抱える者が多い。

また、簡易宿所数は、緩やかに減少している。

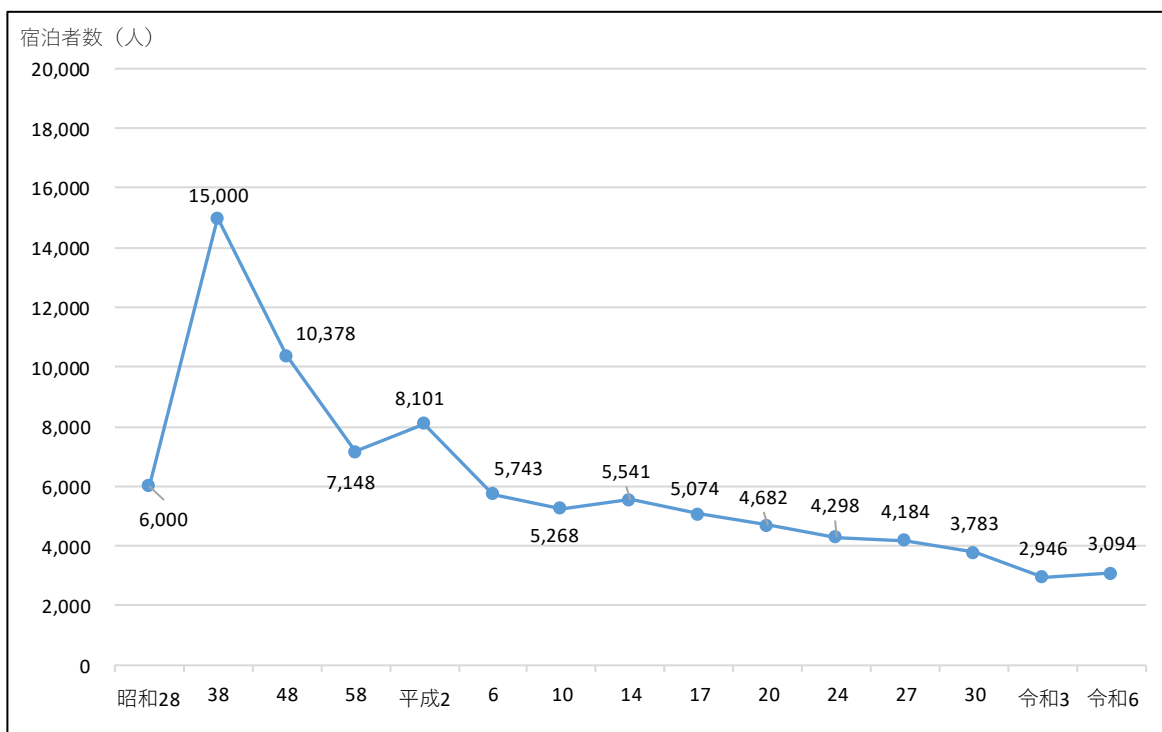
<令和6年度簡易宿所宿泊者生活実態調査について（注記）>

○ 調査対象は、調査年月日（R6.10.1）における簡易宿所宿泊者（3,094人※推計値）。このうち調査票を回収できた枚数（1,771枚）から、旅行・ビジネス等目的宿泊者（263人）を除いた1,508人で集計

○ グラフ作成対象データは無回答、不明を除く有効回答であり、設問により各グラフの母数（N）が異なる。

※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

山谷地域の簡易宿所宿泊者数



※宿泊者数は、東京都福祉局/山谷地域主要統計（警視庁調べ）の数値であるが、平成20年6月末で調査廃止となったため、以降の数値については、東京都福祉局による推計

簡易宿所の宿泊者（ビジネスマン及び観光客を除く。）は、日雇労働で生計を立てる者が減少し、多くは生活保護受給者となっており、高齢化が進み、孤立化の状況が見られる。

また、健康不安を抱える者が多い。

ア 日雇労働者の割合

山谷地域の簡易宿所宿泊者のうち、日雇労働者の割合は、近年3%前後で推移している。

山谷地域の簡易宿所宿泊者における日雇労働者の割合

平成30年度	令和3年度	令和6年度
3.9%	2.6%	3.4%

イ 生活保護受給者の割合

山谷地域の簡易宿所宿泊者のうち、生活保護受給者の割合は、近年9割前後で推移している。

山谷地域の簡易宿所宿泊者における生活保護受給者の割合

平成30年度	令和3年度	令和6年度
89.9%	90.4%	86.2%

* 生活保護受給の有無を回答した者から算出した割合（無回答等を除く。）

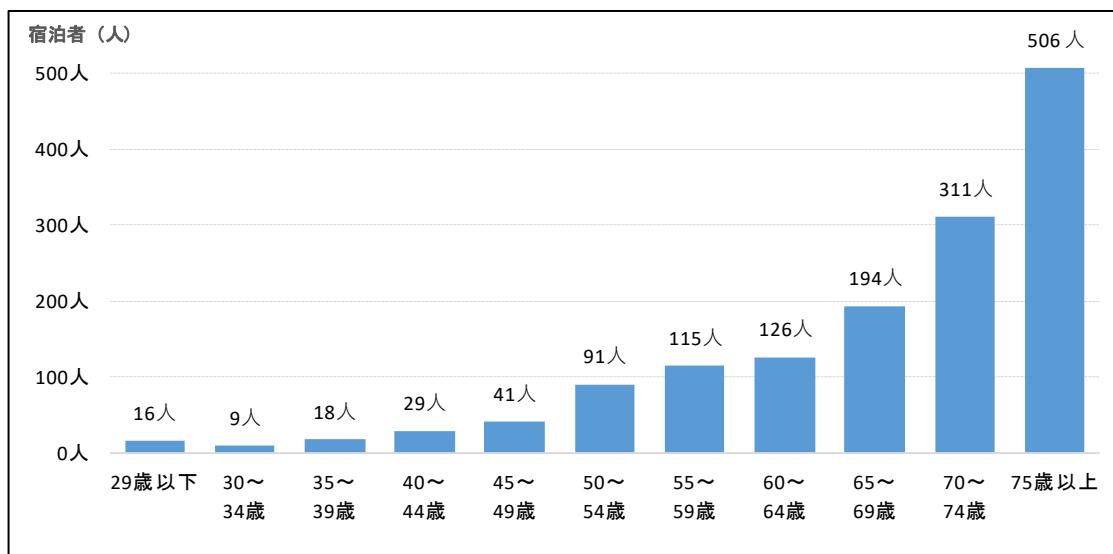
ウ 高齢化

平均年齢が年々上昇し、75歳以上の年齢階層が最も多いなど、山谷地域の簡易宿所宿泊者の高齢化が進んでいる。

山谷地域の簡易宿所宿泊者の平均年齢

平成30年度	令和3年度	令和6年度
67.2歳	67.5歳	68.2歳

山谷地域簡易宿所宿泊者の年齢階層（設問無回答（52人）を除く1,456人で集計）



エ 不安に感じていること

生活保護受給の有無にかかわらず、今最も不安に思うことについて「健康」と回答した者の割合が最も多かった。

(以下、表及びグラフ注記)

- ・生活保護を受給していると回答した者の回答集計：「生保受給あり」
- ・生活保護を受給していないと回答した者の回答集計：「生保受給なし」

今最も不安に思うこと ※複数回答

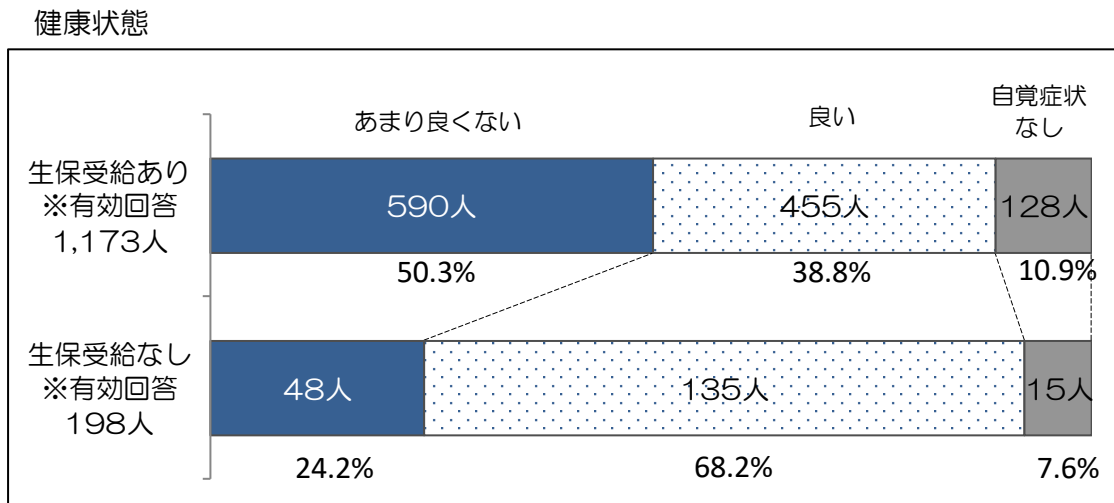
	生保受給あり 有効回答数1,741件 (複数回答)	件数	構成比
1位	健康	616件	35.4%
2位	特になし	445件	25.6%
3位	老後の生活	271件	15.6%
4位	日々の暮らし向き	221件	12.7%
5位	仕事	97件	5.6%
6位	相談相手がない	57件	3.3%
7位	その他	34件	2.0%

	生保受給なし 有効回答数300件 (複数回答)	件数	構成比
1位	健康	101件	33.7%
2位	特になし	56件	18.7%
3位	老後の生活	49件	16.3%
4位	仕事	46件	15.3%
5位	日々の暮らし向き	30件	10.0%
6位	その他	10件	3.3%
7位	相談相手がない	8件	2.7%

* 設問無回答 117人 (内訳：生保受給あり60人、生保受給なし13人、生保受給有無回答なし44人)を除く。

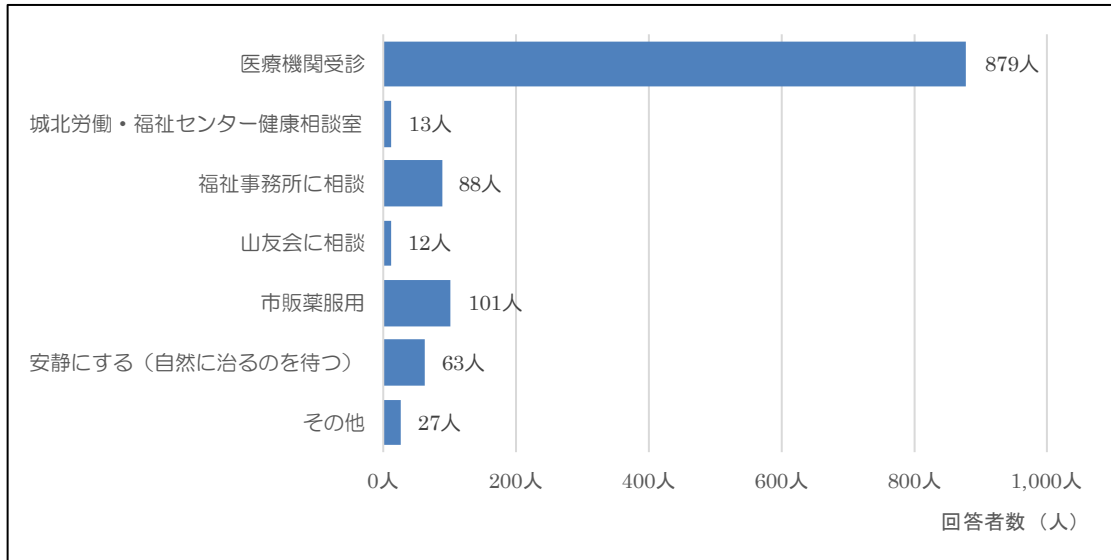
才 健康状態

健康状態について、生活保護受給者の約5割が「あまり良くない」、生活保護受給者以外の約7割が「良い」と回答し、病気又は体の調子が良くないときの対処方法として、約7割が「医療機関へ行く」と回答している。



* 生保受給有無回答なし55人、設問無回答29人、不明53人を除く。

病気又は体の調子が良くないときの対処方法



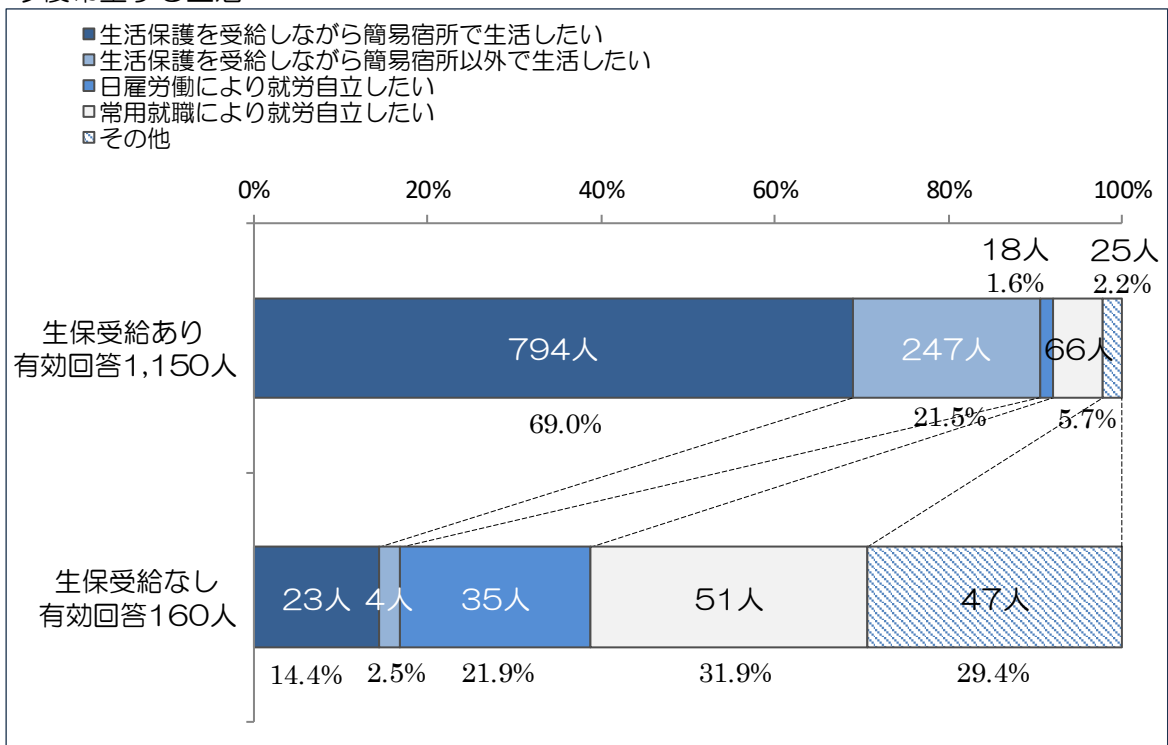
* 設問無回答 125 人、不明（複数回答）200 人を除く 1,183 人で集計

カ 今後希望する生活

今後希望する生活として、山谷地域における簡易宿所宿泊者のうち、生活保護受給者の約7割が「生活保護を受給しながら簡易宿所で生活したい」、約2割が「生活保護を受給しながら簡易宿所以外で生活したい」と回答している。

また、生活保護受給者以外の約半数が「日雇労働・常用就職により就労自立したい」、約2割が「生活保護を受給しながら簡易宿所で生活したい」又は「生活保護を受給しながら簡易宿所以外で生活したい」と回答している。

今後希望する生活

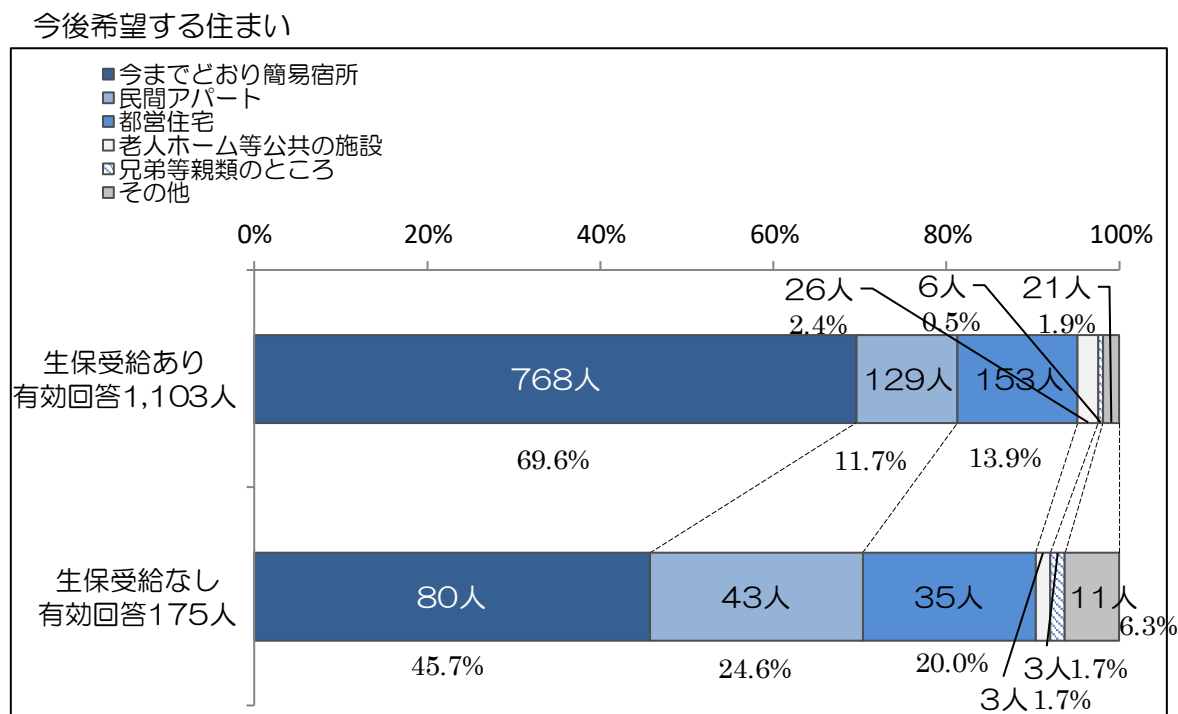


* 生保受給有無回答なし55人、設問無回答118人、不明25人除く。

キ 今後希望する住まい

今後希望する住まいについて、山谷地域における簡易宿所宿泊者のうち、生活保護受給者の約7割が「今までどおり簡易宿所」、約1割が「民間アパート」、そのほか約1割が「都営住宅」と回答している。

また、生活保護受給者以外の約5割が「今までどおり簡易宿所」、約2割が「民間アパート」、そのほか約2割が「都営住宅」と回答している。



* 生活保護受給有無回答なし55人、設問無回答101人、不明74人を除く。

(4) 路上生活者の状況

山谷地域及びその周辺には、路上生活状態にある者が依然として存在している。この中には、これまで日雇労働に従事してきたものの、労働環境や雇用環境の変化、高齢化等によって就労が困難になった者が含まれている。

令和6年度の調査では、山谷地域及びその周辺で生活する路上生活者の数は64人程度と推測され、路上生活する場所も限定されており、減少が続いている。

山谷地域の路上生活者数 ※城北労働・福祉センター調べ

平成30年度	令和3年度	令和6年度
38	22	12

山谷周辺地域の路上生活者数（浅草周辺及び隅田川流域）

※城北労働・福祉センター調べ（台東区側と墨田区側の両岸で調査）

平成30年度	令和3年度	令和6年度
112	84	52

また、60歳以上の路上生活者は約9割、路上生活期間は3年を超える者が約7割と、いずれも高い割合を占めている。

路上生活者の年齢、路上生活期間

	平成30年度	令和3年度	令和6年度
60歳以上の割合	74.7%	91.7%	85.7%
路上生活期間3年超の割合	67.1%	58.3%	71.4%

※東京都福祉局調べ

(5) まちづくりの状況

山谷地域では、簡易宿所で生活する者の高齢化・孤立化、路上生活者の高齢化・長期化が進んでいる。

また、日雇労働市場の縮小や新築マンションの増加による新たな住民の転入や、周辺地域を含む商業施設等の増加などにより、地域の様相が大きく変化している。

加えて、以前に比べ大きく改善されてはいるものの、路上や公園での飲酒や喫煙、屋外炊飯、ごみの不法投棄等の問題が一部で残っている。

このため、城北労働・福祉センターでは、地域の環境改善を図り、住みやすいまちを目指して、地元町会代表等や商店街、城北旅館組合、福祉施設、台東区、荒川区、警察署、消防署、都（福祉局・産業労働局）を交えた「地域づくりフォーラム」を開催、「地域クリーンアップ作戦」や「花いっぱい運動」に取り組んできた。

また、台東区、荒川区は、汚れが著しい又は不法投棄が多い箇所を中心に、道路や公園の清掃を定期的実施しており、地域の環境改善に一定の効果を上げている。

2 施策の推進

(1) 三つの施策の方向性

東京都では、昭和44年から3年ごとに、地元区や関係機関とともに「東京都山谷対策総合事業計画」を策定し、山谷地域特有の問題に対して、就労対策や福祉保健医療対策、地域環境改善対策などを実施し、一定の効果を上げてきた。

しかし、山谷地域の現状を踏まえると、引き続き規模や実情に応じた施策を展開していくことが一層求められる。

特に、高齢化し、簡易宿所で孤立した生活を送っている者や、高齢化・長期化している路上生活者への支援を進めていく必要がある。

このため、このたび策定する「東京都山谷対策総合事業計画」では、山谷地域の変容や日雇労働者等の現況を踏まえつつ、簡易宿所密集地域を中心に生活している日雇労働者等に対して、特に高齢化に対応した福祉や保健医療の取組及び現状に合った雇用の確保等に向け、以下の3点を施策の方向とした。

- 1 高齢者等の日常生活の安定化及び健康の維持・増進のための仕組みづくり
- 2 日雇労働者の高齢化や個別の状況を踏まえた就労支援
- 3 地域環境の更なる改善の取組を推進

これらを進めるに当たっては、関係機関等がそれぞれ協力し合うことにより、山谷地域の簡易宿所で継続して生活する日雇労働者や生活保護受給者等の自立と安定した生活に向け、それぞれが置かれた状況を踏まえた適切な支援を行うとともに、地域環境の更なる改善に向けた取組を推進する。

併せて、事業の規模や実施方法、実施主体のあり方なども含め、現行事業の見直しを行うことで、事業の効率化と実効性の向上を図ることとする。

また、山谷地域の課題解決のためには、地元区における山谷地域のまちづくりと一体的に取り組むことがより一層重要となっており、地元区と東京都は、緊密に情報交換を行い、現状を踏まえた上で課題解決のための共通認識を形成し、早期に解決に向けた取組に着手する。

さらに、東京都の山谷対策の中心的役割を果たしている城北労働・福祉センターにおいても、山谷地域の現状を踏まえ、各種事業を実施していく。

(2) 国への要望

簡易宿所密集地域が抱える問題は、東京をはじめとする大都市特有の問題であり、我が国の社会的・経済的構造に起因する問題である。

このため、今後とも同様の問題を抱える他都市と連携を図りながら、簡易宿所密集地域に居住する日雇労働者等の福祉対策の推進のため実施する福祉施策への財政支援等、引き続き国の対応を求めていく。

(3) 計画期間

令和8年度から令和10年度までの3年間とし、必要に応じて随時補完していくものとする。

Ⅱ 三つの施策の方向性

1 高齢者等の日常生活の安定化及び健康の維持・増進のための仕組みづくり

(1) 生活相談等

日雇労働者等の生活の安定と自立を支援するため、個人の稼働能力や健康状態等を正確に把握するとともに、生活全般にわたる相談対応により個々人の特性にあった個別の支援を行う。

なお、個別の支援に当たっては、就労施策や応急援護・生活保護等の福祉施策、健康管理や病気の治療等の保健・医療施策を一体化して効果的に行う。

また、高齢化し、路上生活状態が長期化した日雇労働者等に対する支援に当たっては、関係区との緊密な連携と役割分担のもと、個別支援計画に基づき、路上生活状態からの脱却を促し、生活の安定と自立を図る。

(2) 都営住宅の特別割当

山谷地域に所在する簡易宿所等に居住する宿泊者の生活の安定と自立更生を図るため、都がこれまで実施してきた「都営住宅特別割当」は一定の効果을上げてきており、今後も引き続き実施していく。

(3) 健康への取組

結核罹患率及び有病率は、低下傾向にあるものの、依然として他の地域に比べて高いことから、保健所等の関係機関が緊密に連携して引き続きDOTS¹事業を継続するとともに、結核健診や地域保健事業、NPO法人による巡回相談等の各種健康相談の実施など、結核の早期発見と適切な治療の継続により、結核有病率の低下を図る。

また、山谷地域の日雇労働者等の健康の保持増進のため、引き続き健康相談室における無料応急診療のほか、健康相談を行うとともに、民間医療機関の協力による救急医療体制の確保を図る。

(4) 越年越冬対策

季節的に就労が困難な時期となる越年越冬期間については、山谷地域の状況の変化に応じた効率的・効果的な越年対策事業及び越冬対策事業を、関係機関との連携のもとで実施する。

(5) 高齢化・孤立化対策

高齢に加え孤立した日雇労働者等のための居場所づくり等の方策について、地域で様々な支援活動を行っているNPO法人等の知見も活用し、関係機関が連携して検討していく。

¹ DOTS : Directly Observed Treatment Short-course (直接服薬確認療法)
患者の服薬を医師等が直接確認して行う治療法

2 日雇労働者の高齢化や個別の状況を踏まえた就労支援

(1) 雇用の確保

日雇労働者の高齢化等の実態を踏まえ、清掃、造園等をはじめ、幅広く高齢日雇労働者に適した求人確保に努めるとともに、特別就労対策事業を実施し、山谷地域の日雇労働者の就労機会の確保を図る。

(2) 就労による自立と生活の安定

城北労働・福祉センター利用者に対し、引き続き常用就労相談を実施していく。また、常用就労等への意欲やニーズ等に応じてハローワーク等の関係機関と連携して支援する。

3 地域環境の更なる改善の取組を推進

山谷地域の地域環境は大幅に改善されてきているが、路上や公園での飲酒喫煙、屋外での炊飯、ごみの不法投棄等による問題が一部で残っている。

一方、山谷地域では、新築マンションの増加による新たな住民の転入などにより、まちの様相が大きく変化している。

こうした背景を踏まえ、引き続き「地域づくりフォーラム」を開催して地元区や地域の町会・住民、関係機関等との交流や相互理解を促進し、地域清掃等を実施するほか、住民等との協働による環境美化活動など山谷地域の環境改善に取り組む。

また、台東区と荒川区では、汚れが著しい又は不法投棄が多い箇所を中心に道路や公園の清掃を継続的に進めていく。

さらに、それぞれの関係機関が担っている事業機能を最大限発揮し、地域住民の安全・安心に寄与したまちづくりを着実に進めていく。

施策の体系

	施策	事業	実施機関
1 高齢者等の日常生活の安定化及び健康の維持・増進のための仕組みづくり	(1) 日常生活の安定	1 利用者相談と支援の充実	福祉局、台東区、荒川区、城北労働・福祉センター
		2 応急援護事業	城北労働・福祉センター
		3 単身者向け都営住宅の特別割当	住宅政策本部
		4 住民登録の推進	台東区、荒川区
		5 広報活動	台東区、荒川区、城北労働・福祉センター
	(2) 季節的な臨時対策	6 越年越冬対策事業	福祉局、産業労働局、警視庁、東京消防庁、台東区、荒川区、城北労働・福祉センター
	(3) 健康の維持・増進	7 健康相談室の運営	城北労働・福祉センター
		8 民間医療機関協力体制の実施	保健医療局、台東区、荒川区
		9 地域保健事業の実施	福祉局、台東区、荒川区、城北労働・福祉センター
		10 結核健診	保健医療局、台東区、荒川区
		11 結核治療	保健医療局、台東区、荒川区、城北労働・福祉センター
		12 酒害相談の推進	台東区、荒川区
		13 救急傷病者の円滑な搬送	東京消防庁
		14 被保護者入院見舞品の支給	台東区、荒川区
	(4) 高齢者対策	15 特別就労対策事業の実施	産業労働局、城北労働・福祉センター
		16 就労機会の確保	城北労働・福祉センター
		17 高齢者等レクリエーション事業の実施	台東区、荒川区、城北労働・福祉センター
		18 高齢者憩いの場の充実、提供	城北労働・福祉センター
		19 居場所づくり等の検討	福祉局、台東区、荒川区、城北労働・福祉センター
		20 更生施設さざなみ苑の活用等	福祉局、台東区、荒川区
		21 養護老人ホーム千寿苑の活用等	福祉局、台東区、荒川区
2 高年齢化や個別労働者の状況を踏まえた就労支援	(1) 就労機会の確保	22 求人確保策の推進	産業労働局、城北労働・福祉センター
	(2) 適正な就労の推進	23 適正な求人・求職への普及啓発・指導	城北労働・福祉センター
	(3) 個別支援の推進	24 常用就労希望者に対する支援	城北労働・福祉センター
3 地域環境の更なる改善の取組を推進	(1) いきいきとしたまちづくり	25 地元関係連絡会議	福祉局、台東区、荒川区、城北労働・福祉センター
		26 地域活性化支援事業の推進	台東区
		27 防火管理指導及び火災予防査察の実施	東京消防庁
		28 地域災害活動への協力	城北労働・福祉センター
	(2) 快適なまちづくり	29 街路清掃散水	建設局、台東区
		30 道路特別清掃事業	福祉局、台東区、荒川区
		31 公園特別清掃事業	福祉局、台東区
		32 簡易宿所の衛生監視	台東区、荒川区
		33 食品衛生監視	台東区、荒川区
		34 地域環境改善事業の推進	台東区、荒川区、城北労働・福祉センター

Ⅲ 施策の内容

1 高齢者等の日常生活の安定化及び健康の維持・増進のための仕組みづくり

(1) 日常生活の安定

項目	計画の内容	令和8年度から令和10年度
<p>1 利用者相談と支援の充実</p> <p>福祉局 台東区 荒川区 城北労働・福祉センター</p>	<p>山谷地域の生活保護受給者を中心に、訪問類型の基準に基づき、簡易宿所、病院、施設等を訪問し、生活実態及び個別需要を把握した上で、生活指導を行う。</p> <p>城北労働・福祉センターに職員を派遣し、同センターと連携を図りながらケース処遇の充実に努める。</p> <p>住所不定者の生活保護申請に対応するため、無料低額宿泊施設等を確保し、効果的な自立更生を図る。</p> <p>城北労働・福祉センター利用者の就労状況、援護実績、生活実態を踏まえ、個々の利用者の実情に応じた継続的な相談を実施する。利用者カード所持者全員（しごとカード所持者を除く。）の支援プログラムを作成し、これに基づき自立や生活安定に向けた利用者相談と支援の充実を図る。</p> <p>センター窓口における相談に加えて、アウトリーチの実施及び簡易宿所等への訪問により生活実態、個別課題の把握を行い、課題解決に向けた支援を行う。必要な場合には、適切な社会資源につなげるとともに、関係機関との連携を図る。</p> <p>台東区北部地域の巡回相談を山谷地域所在のNPOに委託し、医師・看護師が同行して夜間の巡回相談も行い、路上生活者を生活保護制度等により地域生活に移行できるよう支援する。</p> <p>また、自立支援センターの相談員が、山谷地域の路上生活者の起居する場所を巡回し、生活・健康・就労・その他自立に関する相談面接を行い、必要に応じて路上生活者対策事業の紹介及び利用あっせんを行う。</p> <p>山谷地域の簡易宿所に住む生活保護受給者が、アパート等の地域生活へ円滑に移行できるよう、定期訪問、居場所づくり、つながりづくりサポート等の支援を行う。</p>	<p>○訪問指導の強化（台東区、荒川区） 福祉事務所の実施方針に基づき年間計画を作成し、査察指導員の進行管理のもと、計画的に訪問を実施する。</p> <p>○城北労働・福祉センターへの職員の派遣 1名/年（台東区） 1名/年（荒川区）</p> <p>○無料低額宿泊事業（台東区、荒川区）</p> <p>○支援プログラム（城北労働・福祉センター） 延230ケース</p> <p>○路上生活者巡回相談（台東区） 年間48回 昼間24回 夜間24回</p> <p>○自立支援センター巡回相談（都区共同事業）</p> <p>○社会的きずなづくり支援事業（台東区） 福祉事務所からの個別の依頼に基づき、委託事業者による支援を開始する。 年間支援対象者数 24名</p>
<p>2 応急援護事業</p> <p>城北労働・福祉センター</p>	<p>生活に困窮し、急迫した状態にある者に対し、個々の相談を通じて以下の応急援護を実施する。</p> <p>①宿泊援護 ②給食援護 ③物品援護 ④交通費援護</p>	<p>①宿泊援護 延450名 ②給食援護 延300名 ③物品援護 延210名 ④交通費援護 延15名</p>
<p>3 単身者向け都営住宅の特別割当</p> <p>住宅政策本部</p>	<p>山谷地域居住者の生活基盤を安定させるため、簡易宿所等に引き続き1年以上居住する者で、都営住宅への入居を希望する者に対して、都営住宅の特別割当を実施する。</p>	<p>割当戸数 70戸/年（全て単身者向け）</p>
<p>4 住民登録の推進</p> <p>台東区 荒川区</p>	<p>区報等への掲載、相談時の助言及び住民実態調査により正確な住民登録を奨励し、住民の権利義務意識の高揚を促進し、十分な行政サービスを受容できるようにする。</p>	<p>○区報等への掲載（荒川区）年1回 ○住民実態調査 申出等に基づき随時行う。（台東区） 年1回（荒川区）</p>
<p>5 広報活動</p> <p>台東区</p>	<p>○広報紙「広報たいとう」の発行 区の施策、事業、行事等を区民に周知するとともに、区政の重要課題等を区民にお知らせし、区政への理解と協力を求める。（年24回発行）</p> <p>○「わたしの便利帳」の発行 区民及び転入世帯に区政情報を提供するため、年に一度作成・配布を行う。（年1回発行）</p> <p>○区公式ホームページの運営管理 台東区公式ホームページによる情報配信を行い、区政等の情報提供を随時実施。</p>	<p>○広報紙「広報たいとう」 月2回発行（毎月5日・20日） いずれもタブロイド判8頁 （年4回10頁、年1回4頁、4色カラー）</p> <p>○「わたしの便利帳」 年1回</p> <p>○区公式ホームページシステムの運用・保守</p>

荒川区	<p>○区報の発行 城北労働・福祉センターに区報を配付し、区政等の情報提供をする。</p> <p>○わたしの便利帳の発行 簡易宿所に「わたしの便利帳」を配付し、区の制度や窓口の情報提供をする。</p> <p>○区公式ホームページの運営 区公式ホームページによる情報配信を行い、区政等の情報提供をする。</p>	<p>○区報の発行（原則月3回）</p> <p>○わたしの便利帳の発行（隔年）</p> <p>○区公式ホームページの運用・保守</p>
城北労働・福祉センター	<p>山谷地域の簡易宿所居住者等に対し、城北労働・福祉センター事業のお知らせ及び生活に役立つ情報等を提供するとともに、地域住民・都民等にセンター事業や山谷地域の日雇労働者への理解を深めてもらうことを目的として、広報紙、生活情報誌等を発行する。 また、ホームページによる情報提供を行う。</p>	<p>○ひろばの発行（毎月）</p> <p>○くらしの便利帳の発行（隔年）</p> <p>○統計月報の発行（毎月）</p> <p>○ホームページの管理運営</p>

(2) 季節的な臨時対策

項目	計画の内容	令和8年度から令和10年度
<p>6 越年越冬対策事業</p> <p>福祉局 産業労働局 警視庁 東京消防庁 台東区 荒川区 城北労働・福祉センター</p>	<p>労働事情等のため特に対策が必要な越年越冬期間に、生活に困窮する者、入院加療を要する者等に対し、労働、医療、施設援護等の施策を各関係機関のもとに計画し、実施することにより、山谷地域住民の福祉の向上と自立の促進を図る。</p> <p>ア 施設援護 イ 医療援護 ウ 就労援護 エ 応急援護 オ 警備・消防救急</p>	<p>年度ごとに実施計画を策定</p>

(3) 健康の維持・増進

項目	計画の内容	令和8年度から令和10年度
<p>7 健康相談室の運営</p> <p>城北労働・福祉センター</p>	<p>城北労働・福祉センター利用者に対し、内科、外科、精神科及び呼吸器内科を中心とした健康相談及び応急診療を実施する健康相談室を運営する。</p>	<p>延相談人数 3,900人</p>
<p>8 民間医療機関協力体制の実施</p> <p>保健医療局 台東区 荒川区</p>	<p>台東区・荒川区福祉事務所や城北労働・福祉センターの依頼により民間医療機関が地域内居住者の診療を行った場合、当該医療機関に対し医療協力金を支払い、円滑な受入を促進する。 診療が困難な救急患者の受入医療機関を確保するため、受入医療機関に対し協力謝金を支払う。</p>	<p>○山谷地域医療協力金（台東区、荒川区、城北労働・福祉センター）</p> <p>○山谷地域及び路上生活者救急医療協力謝金事業（保健医療局） 協力謝金対象件数 60件/3年</p>
<p>9 地域保健事業の実施</p> <p>福祉局 台東区 荒川区 城北労働・福祉センター</p>	<p>関係機関が連携し、地域保健事業の実施を検討する。 城北労働・福祉センターの寄せ場及び娯楽室での健康相談及び簡易宿所への巡回健康相談を実施する。 健康相談利用者のうち、福祉の支援が必要な者に対し、相談機関の利用を促していく。</p>	<p>○健康相談事業の実施（城北労働・福祉センター）</p> <p>寄せ場健康相談 5日/週 娯楽室健康相談 2日/月 簡易宿所巡回健康相談 2日/週</p>
<p>10 結核健診</p> <p>保健医療局 台東区 荒川区</p>	<p>地域住民の結核の早期発見と予防のため、検診車を配車し、結核健診を実施する。</p>	<p>年3～4回実施</p>
<p>11 結核治療</p> <p>保健医療局 台東区 荒川区 城北労働・福祉センター</p>	<p>DOTS（服薬確認治療）を取り入れた山谷地域結核特別事業を実施する。 結核患者の病状悪化及び二次感染を防止するため、区（保健所・福祉事務所）、都、城北労働・福祉センター、NPO、旅館組合、医療機関の連携のもと、患者や治療中断者の早期発見ネットワークを拡大する。</p>	<p>○山谷地域結核特別事業（保健医療局） 20名 3,600日</p> <p>○早期発見ネットワーク</p>

12 酒害相談の推進 台東区 荒川区	山谷地域は、アルコール依存の者が少なくないので、生活保護相談者への対応の機会等を捉え、関係機関の協力を得て、医療相談を実施する。	○酒害相談の実施 随時（台東区） 2回/月（荒川区）
13 救急傷病者の円滑な搬送 東京消防庁	山谷地域の救急傷病者を迅速に搬送する。	○直近の適応医療機関に迅速に搬送 ○病床の確保情報の迅速な伝達や、傷病者の円滑な受け入れ態勢について保健医療局との連携強化
14 被保護者入院見舞品の支給 台東区 荒川区	山谷地域の簡易宿所居住者等で、生活保護により入院措置を受ける際、入院に必要な日用品を準備することができない者に対し、法外援護として必要な日用品を支給する。	日用品セット、寝巻、肌着等の支給

(4) 高齢者対策

項目	計画の内容	令和8年度から令和10年度
15 特別就労対策事業の実施 産業労働局 城北労働・福祉センター	特別就労対策事業の一部を、55歳以上の城北労働・福祉センター高齢者カード所持者に紹介する。	特別就労対策事業の求人紹介の実施
16 就労機会の確保 城北労働・福祉センター	高齢日雇労働者の就労機会を確保するため、高齢者に適した職業紹介を行う。	清掃・造園等、高齢日雇労働者に適した職業紹介を行う。
17 高齢者等レクリエーション事業の実施 台東区 荒川区 城北労働・福祉センター	山谷地域の簡易宿所等で生活する高齢者等に娯楽と休息の場の提供を行う。 台東区・荒川区は、城北労働・福祉センターが実施する事業費の一部を助成する。	観劇や入浴等の機会を提供する。
18 高齢者憩いの場の充実、提供 城北労働・福祉センター	山谷地域の高齢者の福祉の向上を図るため、高齢者が憩い、交流し、あるいは生きがいを高める場を提供するとともに、高齢者に対する生活相談を実施する。	敬老室利用見込み 平均15人/日
19 居場所づくり等の検討 福祉局 台東区 荒川区 城北労働・福祉センター	簡易宿所に宿泊する高齢化した日雇労働者等の孤立化を防ぐ対策を検討する。	地域で様々な支援活動を行っているNPO法人等の知見も活用し、関係機関で検討する。
20 更生施設さざなみ苑の活用等 福祉局 台東区 荒川区	さざなみ苑の運営費等の補助を行う。また、さざなみ苑を運営する社会福祉法人に東京都の土地建物を貸与し、台東区及び荒川区は養護及び生活指導を必要とする山谷地域の要保護者を入所させて生活扶助を行い、施設の有効活用を図る。	定員120名 通所事業の実施
21 養護老人ホーム千寿苑の活用等 福祉局 台東区 荒川区	社会福祉法人が運営する千寿苑の運営費の補助等を行う。また、台東区及び荒川区は、環境上の理由及び経済的理由により居宅での生活が困難と認められる山谷地域の高齢者について、社会福祉法人が運営する千寿苑に入所させ養護する。	定員60名

2 日雇労働者の高齢化や個別の状況を踏まえた就労支援

(1) 就労機会の確保

項目	計画の内容	令和8年度から令和10年度
22 求人確保策の推進 産業労働局 城北労働・福祉センター	利用者の状況に応じた民間求人に対して、その雇用条件に適合する求職者を紹介するなど、適正な職業紹介を実施する。 なお、特別就労対策事業を実施することにより、山谷地域の日雇労働者に就労機会を提供する。	○無料職業紹介（城北労働・福祉センター） 民間職業紹介 延1,980人 ○特別就労対策事業（産業労働局） 32,800人/年

(2) 適正な就労の推進

項目	計画の内容	令和8年度から令和10年度
23 適正な求人・求職への普及啓発・指導 城北労働・福祉センター	日雇労働者の求人に係る登録事業所に対して労働関係規程の周知を図り、労働者の就労の安定と健全な雇用慣行の確立を図る一方、不当行為労働者に対して適切な是正指導を行う。	普及啓発と指導の実施

(3) 個別支援の推進

項目	計画の内容	令和8年度から令和10年度
24 常用就労希望者に対する支援 城北労働・福祉センター	常用就労を希望する利用者からの相談に応じ、その意欲やニーズに応じた支援を行う。	ハローワークと連携して支援する。

3 地域環境の更なる改善の取組を推進

(1) いきいきとしたまちづくり

項目	計画の内容	令和8年度から令和10年度
25 地元関係連絡会議 福祉局 台東区 荒川区 城北労働・福祉センター	地元町会、商店街、旅館組合、福祉施設、区、警察、消防などが参加する「地域づくりフォーラム」を開催し、ごみの不法投棄など山谷地域が抱える課題について意見交換を行い、課題の共有と解決に取り組む。	地域づくりフォーラムの開催
26 地域活性化支援事業の推進 台東区	区北部地区の活性化を図るため、地域住民で組織された団体が地域の活性化を進める事業に対し、区が事業助成を行う。	助成対象事業は団体と調整の上、決定
27 防火管理指導及び火災予防査察の実施 東京消防庁	山谷地域内の簡易宿所の管理権原者及び防火管理者等を対象とした各種訓練を行い、防火防災教育を実施する。 山谷地域内の簡易宿所に対し計画的に火災予防査察を実施する。	○各種訓練 ・情報提供訓練 ・119番通報訓練 ・初期消火訓練 ・応急救護訓練 ・避難訓練 ・地震体験訓練 ○山谷地域内の簡易宿所に対し計画的に火災予防査察を実施する。
28 地域災害活動への協力 城北労働・福祉センター	地域の火災等により住民に被害が及ぶ恐れがある場合、初期消火、救出、救護、避難活動等に積極的に協力する。	

(2) 快適なまちづくり

項目	計画の内容	令和8年度から令和10年度
29 街路清掃散水 建設局	南千住アンダーパスの側溝浚渫、街路樹剪定、都道清掃（路面清掃車及び歩道部での人力清掃）及び南千住駅前歩道橋の人力清掃を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・側溝浚渫 年1回程度 ・街路樹剪定 年2回程度 ・都道清掃 作業延長 4.4km (毎日) 3.2km (6日に1回) 1.2km ・歩道橋清掃 施工頻度 1回/3日程度 施工規模 628㎡/回
台東区	山谷地域の環境改善のため、住民の要望・申請により、散水栓を新設する。また、破損箇所を補修など適切な維持管理を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 散水栓新設・補修 年1回 散水栓点検調整 112箇所 散水栓水道料 112箇所

<p>30 道路特別清掃事業</p> <p>福祉局 台東区 荒川区</p>	<p>特に汚れの著しい区道について、人力による洗淨清掃及びごみ収集を定期的を実施する。</p>	<p>○道路特別清掃（台東区） 通常清掃 週2回（年102回） 21,106㎡ 重点清掃 週3回（年153回） 9,597㎡ ごみ収集 年3,516回 ごみ処分 44,500kg ○道路特別清掃（荒川区） 週2回清掃（年104回） 26,878㎡ ○山谷地域道路特別清掃事業費補助（福祉局） 事業費の2分の1を補助</p>
<p>31 公園特別清掃事業</p> <p>福祉局 台東区</p>	<p>山谷地域等の区立公園をまわり、公園内にある路上生活者の工作物、ダンボール、布団、ごみ等の人力清掃を実施する。</p>	<p>○公園特別清掃（台東区） 清掃回数 12回/年 （警告・撤去を1セット） 対象公園数 10公園 ○山谷地域等公園特別清掃事業費補助 （福祉局）事業費の2分の1を補助</p>
<p>32 簡易宿所の衛生監視</p> <p>台東区 荒川区</p>	<p>簡易宿所に衛生監視員が立ち入り、許可事項を確認し、客室の衛生環境等のチェックを行い、衛生水準の維持向上及び確保を指導する。</p>	<p>1回以上/年 対象 地域内全簡易宿所 内容 ①旅館業法に基づく衛生管理状況のチェック ②受水槽設置施設の給水栓の残留塩素の測定 ③循環式浴槽設置施設へのレジオネラ症対策指導</p>
<p>33 食品衛生監視</p> <p>台東区 荒川区</p>	<p>簡易宿所宿泊者等が利用する飲食店及び食料品販売店への監視指導を実施し、衛生状態の向上を図る。</p>	<p>通常監視で食品取扱施設に立ち入り、営業施設・設備・取り扱い等の監視指導を実施する。</p>
<p>34 地域環境改善事業の推進</p> <p>台東区 荒川区 城北労働・福祉センター</p>	<p>区立公園等における蚊・ハエの発生状況を確認し、昆虫成長制御剤の散布を実施する。 ねずみの防除方法については、粘着シート等を提示して、適切な防除方法を指導する。</p> <p>住みやすいまちづくりを目指し、地元町会等と共同で地域の清掃活動を実施するなど、地域環境美化の推進を図る。</p> <p>また、地域の様々な場所にプランターを置き、地域環境の改善を一層推進する「花いっぱい運動」を台東区の「花の心プロジェクト」の協力を得て実施する。</p>	<p>（台東区） ○衛生害虫の発生状況調査・防除 4月から11月に実施 ○ねずみ防除方法の指導 冬季に重点的に実施</p> <p>（城北労働・福祉センター） ①地域クリーンアップ作戦を実施 ②花いっぱい運動 春と秋に補植等を実施</p>